

石川県立大学 安全保障輸出管理規程

令和4年6月14日

石川県公立大学法人規程第91号

(目的)

第1条 本規程は、石川県立大学において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等： 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供： 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出： 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引： 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術： 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物： 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制： 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定： 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査： 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等： 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (1 1) 通常兵器：大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (1 2) 大量破壊兵器等の開発等：大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (1 3) 通常兵器の開発等：通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (1 4) 居住者：外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (1 5) 非居住者：居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (1 6) 特定類型該当者：外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (1 7) 教職員等：本学の教員、職員その他本学の業務に従事するすべての者をいう。常勤か非常勤であるかを問わない。

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を兼務する。

2 統括責任者は、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、学長補佐(研究担当)をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、本規程に定められた業務を行う。

(事前確認)

第8条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」により、当該輸出等のリスト規制技術等、キャッチオール規制技術等及びインフォーム要件への該当の有無について、事前確認を行わなければならない。

(学内審査)

第9条 教職員等は、前条に定める事前確認により、当該輸出等がリスト規制技術等、キャッチオール規制技術等及びインフォーム要件のいずれかに該当する場合、学内審査を受けなければならない。

2 教職員等は別に定める「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を、前条に定める「安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト」とともに産学官連携学術交流センターに提出する。

3 輸出管理統括責任者は、前項の「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」の提出があったときは、学内審査を実施し、その結果を教職員等に通知するものとする。

4 学内審査は、統括責任者、管理責任者、産学官連携学術交流センター長、学内審査を受ける教職員が所属する学科等の所属長、事務職員(産学官連携学術交流センター、事務局総務課等)、その他統括責任者が必要と認めた者で行う。

5 学内審査を受ける教職員等は、輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該輸出等を行ってはならない。

(許可申請)

第10条 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、教職員等は、前条に定める審査の後、許可申請書を作成し、産学官連携学術交流センターを

經由して、輸出管理最高責任者に提出しなければならない。輸出管理最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

- 第11条 教職員等は、技術を提供する場合、第8条の事前確認及び第9条の学内審査の経路が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

- 第12条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第8条の事前確認及び第9条の学内審査の経路が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
 - 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

- 第13条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

- 第14条 本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うこととし、監査は法人本部職員が行うものとする。

(調査)

- 第15条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第16条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第17条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第18条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者（最高責任者）は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、統括責任（最高責任者）は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第19条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、石川県公立大学法人の定める就業規則に基づき懲戒等の対象とする。

(事務の所管)

第20条 この規程に関する事務処理は、本学事務局総務課および産学官連携学術交流センターが行う。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。